

2023 年 10 月 No.40

間近に迫る EU デジタル分野の新規制 ～デジタルサービス法について日本企業が注意すべきポイント～

ドイツ弁護士 Simon Clemens Wegmann (Gleiss Lutz)

弁護士 殿村 桂司 (長島・大野・常松法律事務所)

弁護士 伊佐次 亮介 (長島・大野・常松法律事務所)

I. はじめに～EU デジタル戦略の全体像とデジタルサービス法の位置付け～

2023 年 8 月、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」といいます。）の役割及び責任を定めた**デジタルサービス法 (Digital Services Act)**（以下「DSA」又は「**本法案**」といいます。）の適用が、フェイスブックや TikTok 等の一部の大規模な DPF（“very large online platform”）¹に対して先行して開始されました。また、DSA は、大規模な DPF のみならずより広汎な DPF を規制対象としているため、今後より多くの事業者が DSA を遵守するための対策を講じる必要があります。特に、DSA が全面適用される 2024 年 2 月 17 日以降、DSA は、欧州連合（以下「EU」といいます。）域外に所在する事業者であっても、EU 内の利用者に対して“intermediary services”（以下「**仲介サービス**」といいます。）を提供する全ての事業者に適用されることとされているため、EU 域内で仲介サービスに該当するデジタルサービスを提供する日本企業においても、DSA の遵守が求められる可能性があります。

欧州委員会（以下「EC」といいます。）は、2019 年 12 月に就任したフォン・デア・ライエン (Von der Leyen) 委員長の下、「デジタル時代のヨーロッパ戦略 (A Europe fit for the digital age)」を公表し、「デジタル単一市場」の完成を目指すべく、EU 全域のあらゆる規模の企業にとってより公平な競争の場を創出することを目的とした、統一的なデジタル新規制の策定作業に着手しています。EU デジタル戦略は、主として以下の 5 つのカテゴリーに分類することができますが、DSA はそうした EU デジタル戦略の一環（特に、「5. デジタル・コンテンツ」に関する施策の一環）と位置付けることができます。

1. データ保護: デジタル分野における EU の取り組みとして最もよく知られているのが**一般データ保護規則**（以下「**GDPR**」といいます。）です。GDPR は、EU 居住者のプライバシーの保護、すなわち、各個人に対して誰が自分について何を知っているかを管理する権利を認めることにより、個人データの保護を図っています。GDPR は **e プライバシー指令**²によって補完され、その内容は EU 加盟国の国内法として導入されています³。

¹ EU 域内においてサービスを受ける者の平均月間アクティブ数が 4,500 万人となるサービスを提供する online platform が“very large online platform”として指定され、2023 年 10 月時点で 19 の事業者が対象となっています。

² e プライバシー指令の詳細は、NO&T Europe Legal Update ～欧州最新法律情報～ No.16/NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～ No.20 合併号（2022 年 11 月）「[GDPR と EU 加盟国法との相互関係に関する最新動向 -e プライバシーに関する規律やドイツの事例を題材として-](#)」をご参照ください。

³ EU は長らく、e プライバシー「指令」に代わる e プライバシー「規則」の制定を試みてきました。しかし、立法プロセスは、加盟国間の議論の対立や大手企業の反発により進んでいません。

2. AI: ChatGPTのような生成 AI ツールが普及する以前から、EC は **AI 規則案 (Artificial Intelligence Act)** (2021 年 4 月公表) を通じて AI の規制に着手していました。AI 規則案は、AI システムのリスク分類に応じて、AI システムの提供者と利用者に一定の義務を課すものとなっています⁴。また、AI 規則案は、AI ツールや AI 製品の利用を民事責任制度の枠組みに組み込むことも企図しており、EC は、2022 年 9 月に **AI 責任指令案 (Proposal for an Artificial Intelligence Liability Directive)** を公表し、EU 加盟国に対し、AI の提供者と利用者の契約外の事由による過失責任を規定する一定の規則を制定するよう求めています。また、同時に公表された **製造物責任指令 (Product Liability Directive)** の改正案においても AI 製品について言及がなされており、AI システムの開発者等に対して、欠陥のある AI 製品に起因する損害についての厳格な責任を課すこととしています⁵。
3. データ共有：EC は、技術革新や公益のために利用できるはずの大量のデータが、少数の事業者、特に一部の大規模なテクノロジー企業によって保有されている現状を問題視しており、この点に対処するため、デジタル市場を支配する企業による権力の濫用を防止し、データ共有を促進することを目的とした **デジタル市場法 (Digital Markets Act)** が 2022 年 11 月 1 日から施行されています。さらに、EC は、インターネットに接続するコネクテッドデバイス等の製品の利用によって生成されたデータへのアクセスと活用のためのルールを規定する **EU データ法案 (Data Act)**⁶ を通じて、データ保有者に対して、当該データが企業秘密に該当しない限りにおいて、公正な条件の下第三者による当該データへのアクセスを認めること等を提案しています。また、データ再利用の際の条件の枠組みを定めた **データガバナンス法 (Data Governance Act)** が 2023 年 9 月 24 日から施行されています。
4. データ・セキュリティ：EC は、急速な技術発展と政治的に不安定な時代において、データ・セキュリティのレベルを高めることが必須の課題であると認識しており、2024 年 10 月 18 日より、EU 企業に対してより厳格なサイバーセキュリティ義務を課し、経営層に対する個人責任を導入することを求める **改正ネットワーク及び情報セキュリティ指令 (NIS2 指令)** の施行が予定されています。また、金融セクターにおけるサイバーセキュリティ義務を強化する規制 (**デジタルオペレーショナルレジリエンス法**) も採択され、2025 年 1 月 17 日から施行が予定されています。さらに、デジタル製品の製造業者、開発業者及び販売業者に対してサイバーセキュリティの義務を課す規制案 (**EU サイバーレジリエンス法**) の立法手続きも進んでおり、近く採択される見込みです。
5. デジタル・コンテンツ：EC は、**EU デジタル・コンテンツ及びサービス指令**により、EU 域内におけるデジタル製品の購入に関する民事上のルールの統一化を図っており、オンライン環境を構成するデジタルサービスを通じた違法コンテンツの拡散を防止するための加盟国の取り組みを調和させようとしています。また、2022 年 9 月に採択された **欧州メディア自由法 (European Media Freedom Act)** の下、報道機関が発信するデジタル・コンテンツに関する具体的な規則を定める予定となっています。

DSA は、安全で信頼できるオンライン環境を確保することに重点を置き、一定の DPF に対してコンテンツモデレーションの実施や透明性の確保等の義務を課しており、上記のカテゴリーのうち特に「5. デジタル・コンテンツ」に関する施策の一環と位置付けることができます。そしてこれらの義務に違反した場合、後述のとおり、違反者の全世界売上高を基に算出される罰金に加えて、サービスの利用者から直接損害賠償請求を受ける可能性がある点にも留意する必要があります。

⁴ AI 規則案の詳細は、NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～ No.6 (2021 年 4 月)「[EU が AI に関する包括的な規則案を公表](#)」をご参照ください。

⁵ AI 責任指令及び製造物責任指令の詳細は、NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～ No.28 (2022 年 10 月)「[EU の AI 責任指令案・製造物責任指令の改正案の概要](#)」をご参照ください。

⁶ EU データ法の詳細は、NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～ No.10/NO&T Europe Legal Update ～欧州最新法律情報～ No.7 合併号 (2022 年 3 月)「[欧州データ法 \(Data Act\) の法案の公表](#)」をご参照ください。

本ニュースレターでは、DSA が仲介サービスを提供する全ての事業者に適用される期限が近づいていることを踏まえ、特に日本企業が留意すべきポイントについて解説いたします⁷。

II. DSA の域外適用

DSA は、仲介サービスを提供する DPF を各規律の対象としていますが、EU 域外に所在するデジタルサービスの提供者が DSA の適用対象に含まれるか否かを判断する場合、「EU 域内でサービスを提供している」(“offer services in the EU”) か否かの分析が必要となります。この点は、EU にどの程度の利用者がいるか、EU の利用者をターゲットとしているサービスかといった基準に基づき、当該サービスが「EU との実質的なつながり」(“substantial connection to the EU”) を持つか否かによって判断されることとなります。

特に、一般的に欧州で用いられている言語（イタリア語、ドイツ語、フランス語等）でのサービス提供が行われているか、欧州通貨（ユーロ、ポーランドズロチ、デンマーククローネ等）でのサービス提供が行われているか、欧州のウェブドメイン（.eu、.de、.fr 等）を取得してサービス提供が行われているかといった事情が判断のポイントとなります。

III. DSA の適用対象となるカテゴリー

DSA の適用対象となる仲介サービスは、以下のいずれかのカテゴリーに該当するものをいい、DSA は、仲介サービスのカテゴリーに応じて仲介サービスの提供者に異なる義務を課しているため、EU 域内でデジタルサービスを提供する事業者は、自社のサービスがどのカテゴリーに属するか慎重に分析する必要があります。

- | | |
|---|---|
| ① mere conduct service :
(単なる導管サービス) | サービスを受ける者から提供される情報の通信ネットワーク内の送信、又は通信ネットワークへのアクセスの提供により構成されるサービス |
| ② caching service :
(キャッシングサービス) | サービスを受ける者から提供される情報の通信ネットワーク内の送信により構成されるサービスで、当該情報の自動的、中間介在的かつ一時的な記録保存を含み、サービスを受ける者の求めに応じて、サービスを受ける別の者に対する当該情報の転送をより効率的なものとする目的のために実施されるサービス |
| ③ hosting service :
(ホスティングサービス) | サービスを受ける者から提供される情報を、当該サービスを受ける者の要求に応じて記録保存することにより構成されるサービス |

特に、③ hosting service (ホスティングサービス) (又はホスティングサービスの一類型である online platform (オンライン・プラットフォーム)) の提供者に対しては、その他の①mere conduct service (単なる導管サービス) 又は②caching service (キャッシングサービス) の提供者よりも厳しい義務が課されることになるため、留意が必要です。

DSA の草案に規定された「hosting service (ホスティングサービス)」の広範な定義は、その後の立法過程において狭められることはなく、その結果、サービスの利用者から提供された情報を、当該利用者の要求に応じて保存する企業は、たとえ当該情報を公衆に発信する予定がない場合であっても、ホスティングサービスの提供者に該当することとなります。例えば、日本の親会社が EU の子会社のデータを単に保存しているに過ぎない場合であっても、このカテゴリーに該当する可能性があります。

また、DSA は、全てのホスティングサービスの提供者に対して、違法と疑われるコンテンツの存在を第三者が

⁷ DSA 全体の内容に関しては、DSA 法案について解説した、NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～ No.5 (2020 年 12 月)「[EU におけるデジタル新規制の概要～デジタルサービス法～](#)」をご参照ください。

通知できる仕組み（“notice and action mechanism”）を整備する義務を課しています。このような仕組みに基づき実際に第三者から通知があり、通知の対象となる情報が違法であることが判明した場合には、コンテンツの削除、コンテンツを提供した受信者の一時停止等の適切な措置を取ることが求められます。さらに、ホスティングサービスの提供者は、明確かつ詳細にそのような措置が正当であることを担保する必要があります。以上の義務は、例えば標準的なクラウドストレージサービスの場合等、コンテンツを違法と判断できる第三者の関与が想定し難い場合であっても一律に適用されることとなります。このように DSA が規定する義務と実際に提供されるサービスの実態との間にずれが生じる場合も想定されますが、この点につき当局がどこまで厳格に遵守を求めるのか、今後の対応を見守る必要があります。

また、ホスティングサービスの重要な一類型として、オンライン・プラットフォームが挙げられます。オンライン・プラットフォームとは、「ホスティングサービスのうち、サービスを受ける者の要求に応じて、情報を保存し、公開するものをいう。」と定義されており、オンライン・プラットフォームとして認定された場合、一定の例外に該当する場合を除き、DSA に基づき追加の厳しい義務が適用されることとなります。そのため、ホスティングサービスの提供者は、そのサービスが公衆に情報を発信しているかどうか、また、そのような発信を行っている場合、当該発信がサービス全体と比較して取るに足らない純粋に付随的な機能にすぎないか、又は主たるサービスから独立した取るに足らない機能にすぎないかどうか等を検討する必要があります。実際にこれらの点が問題となるデジタルサービスの類型としては、オンラインポータルサイト、レストラン、ホテル、その他の施設等のコンテンツをユーザーが評価できるサービス、出会い系アプリ、オンラインゲーム、語学学習コミュニティ等があげられますが、これらのサービスが DSA 上のオンライン・プラットフォームに該当することとなるか今のところ明確にはされていません。

IV. 適用される義務の内容

DSA は、仲介サービスの提供者に一定の義務を課すことで、インターネット全般、特にオンライン上の主要インフラである仲介サービスを通じたヘイトスピーチ、偽情報、その他の違法コンテンツの拡散を抑制することを目的としています。日本企業を含む EU 域外に所在する仲介サービスの提供者にとって、特に以下に掲げる義務を遵守することが難しい場合が予想されます。

- ホスティングサービスの提供者は、人の生命又は安全を脅かす重大な犯罪の疑いを生じさせる情報を知った場合、EU 加盟国の管轄の執行機関に通知する義務があります（第 18 条第 1 項）。もっとも、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者にとって、EU 域内に無数に存在する地域、州、連邦の執行機関の中から所轄の当局を特定することが困難である場合も多く、また、当該所轄の当局が用いる公用語による通知を行うことに伴う困難も予想されます。
- EU 域外に所在する仲介サービスの提供者にとって、どのようなコンテンツが違法コンテンツに該当するか、すなわち、EU 又は EU 加盟国の法律に違反するコンテンツに該当するかの判断が難しい場合が想定されます。違法コンテンツに該当するか否かの判断は、言論の自由や個人の名誉の保護等、現地の文化的・社会的価値観に大きく影響される利益衡量が関わることが一般的であり、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者にとってその判断が難しいことが予想されます。また、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者は、そもそも一般的に EU や EU 加盟国の法律に必ずしも精通していない場合も多く、違法コンテンツの判断を行う際に考慮すべき諸々の要素を理解することが困難な場合も予想されます。
- 最後に、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者は、EU 法の基準に基づいてコンテンツモデレーションを行う際、法の抵触の問題にさらされる可能性があります。例えば、ドイツにおいては厳格なヘイトスピーチ取締法（Network Enforcement Act）に基づき特定のコンテンツの削除が求められる場合がありますが、他方で問題となるコンテンツが仲介サービスの提供者が所在する法域では保護された言論として取り扱われており、これを一方的に削除した場合、当該法域における民事責任を問われる場合が想定されます。また、仲介サービスの提供者が所在する法域では法令上削除が義務付けられているにもかかわらず、EU 法の下ではこれが保護された言論に該当するため当該コンテンツを一方的に削除することが許されない場合も想定され、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者は、そのような板挟みの状況で難しい判断

が求められる可能性があります。

なお、どのようなカテゴリーに該当する場合であっても、EU 域外に所在する仲介サービスの提供者は、EU の監督当局との窓口となる EU 域内の代理人を設置する必要があります（第 13 条第 1 項）。当該代理人は、必要な権限と十分なリソースを有している必要があります（第 13 条第 2 項）、当該仲介サービスの提供者による違反に対して直接責任を負う可能性があるため（第 13 条第 3 項）、どのような主体を当該代理人として指定すべきか慎重に検討する必要があります。また、大規模な DPF に該当しない場合、当該代理人の所在地によって、どの加盟国の監督当局が監督権限を持つかが決まるため、そのような観点からもどの国において代理人を指定するか慎重な検討が求められます。

V. 違反時の罰則

DSA は、DSA の義務に違反した場合、違反者の年間世界売上高の最大 6%（詳細は EU 加盟国によって法制化されることとされています。）の罰金を課すこととしています。

また、そのような罰金に加え、DSA の違反に対しては、利用者から DPF の提供者に対する個別かつ直接の損害賠償請求が認められています。そのような損害賠償請求には利用者である個人・企業からの請求がそれぞれ含まれており、例えば、個人が自己の誹謗中傷の削除を違法に拒否された場合には DPF の提供者に対して損害賠償を請求できる一方、企業がビジネスアカウントを違法に停止され、顧客を失った場合には、当該企業がそれを根拠に損害賠償を請求すること考えられます。「消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟及び指令 2009/22/EC の廃止に関する欧州議会及び理事会の指令」（Directive (EU) 2020/1828）が EU 加盟国において施行間近であり、消費者代表訴訟が広く EU において導入されることが予定されている点を踏まえると、このような損害賠償請求が今後頻繁に行われる可能性に注意する必要があります。

また、利用者が訴訟を選択しない場合でも、監督当局に対して苦情を申し立てる権利が認められており、監督当局は、正当な理由があれば、当該苦情に対処するための一定の措置を講じることができます。

VI. 今後に向けて

以上のとおり、DSA では、仲介サービスの分類に応じた種々の義務が課されているため、EU 域内の利用者に対してデジタルサービスを提供する日本企業においても、そのサービスが DSA 上の仲介サービスに該当するか否か、仲介サービスのどの類型に該当するかを慎重に検討する必要があります。

そして、DSA の適用を受ける場合には、法令遵守のため、また、当局及びサービス利用者による申立てのリスクを軽減するために、それぞれ少なくとも以下のような措置を講じる必要があるものと思われます（なお、問題となる仲介サービスのカテゴリーによっては、さらにカスタマイズされた対策が必要となる場合があります）。

- 窓口となる代理人の指定、利用規約の見直し・改正、透明性報告書の作成等
- notice and action mechanism 及び苦情管理システム導入のための内部ガイドラインの整備
- サービスの技術的なセットアップ及び（EU 向けの）ユーザーインターフェイスが DSA の内容に準拠しているかの見直し

本法案は 2024 年 2 月 17 日以降全ての仲介サービスの提供者に適用されることとされており、その後追加の猶予期間は特段設けられていないため、EU 域内においてデジタルサービスを提供している日本企業においては、DSA の遵守について早急に検討が求められている状況にあります。

2023 年 10 月 25 日

[執筆者]



Simon Clemens Wegmann (ジーモン・クレメンス・ヴェーグマン) (ドイツ弁護士・Gleiss Lutz (長島・大野・常松法律事務所出向中))

simon_wegmann@noandt.com

2014 年フンボルト大学法学部卒業。2017 年ドイツの Gleiss Lutz 法律事務所入所、2018 年ドイツ弁護士登録、2023 年長島・大野・常松法律事務所出向中。International Association of Privacy Professionals (IAPP) (国際プライバシー専門家協会) 及び Deutsch-Japanische Juristenvereinigung (独日法律家協会) 会員。ドイツ・欧州のデータ保護法とその他のデータ関係法、ドイツ内外のクライアントに助言を提供している。



殿村 桂司 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・パートナー)

keiji_tonomura@noandt.com

TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018 年～2019 年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2023 年～自民党デジタル社会推進本部「AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム」ワーキンググループメンバー



伊佐次 亮介 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

[編集者]

**藤原 総一郎**（弁護士・パートナー）

s_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。